

75歳以上の方へ

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)のお知らせ

年金天引き・納付書納付の方
納め方を口座振替に変更できます！

年金天引き、または納付書で保険料を納めていただいている方は、申請により保険料の納め方を口座振替に変更することができます。希望する方は、町民税務課または各総合事務所生活企画Gで申請してください。

【申請に必要なもの】

- ①通帳 ②口座届出印
- ③年金天引き中止申出書 ④口座振替依頼書
- ③、④は町民税務課または各総合事務所生活企画Gにあります。

※年金天引きを中止した後、滞納があった場合には、年金天引きに切り替わることがありますので、ご了承ください。

●社会保険料控除について●

保険料は、所得税および個人住民税の社会保険料控除の対象となり、保険料が年金天引きされている場合、保険料を支払った年金受給者自身に社会保険料控除が適用されます。

しかし、納め方を年金天引きから口座振替へ変更した場合は、口座振替により保険料を支払った口座名義人(世帯主や家族)に社会保険料控除が適用され、世帯としての所得税および個人住民税の負担が少なくなることがあります。

■問合せ 福井県後期高齢者医療広域連合

TEL 0776-54-6330

町民税務課 TEL 47-8015

皆さんの「子育て」を応援します!!

南越前町子育て支援金



将来の社会を、そして南越前町を担う子どもたちの健全育成と家庭における生活の安定に役立ててもらい、子育てしやすいまちづくりを進めるため『子育て支援金』の支給を継続します！

支給要件

①町内に住民登録のある方が、出生したお子さんも町内に住民登録をし、継続して養育する保護者の方が支給対象です。

②そのお子さんが、18歳になる年の年度末までに転出した場合は、支援金を全額返還していただく場合があります。

申請方法

生後3カ月から満1歳までの期間に、申請書を保健福祉課に提出してください。

支給額

●第1子・第2子：10万円

●第3子以降：100万円

※100万円は、3回に分けて支給します。

1回目 支給額は20万円です。支援金の支給資格認定の決定を受けた日から1年以内に請求してください。

2回目 支給額は40万円です。満3歳になった日から1年以内に請求してください。

3回目 支給額は40万円です。満6歳になった日から1年以内に請求してください。

■問合せ 保健福祉課 TEL 47-8009

みんなが遊びにきてね



児童館を 利用しましょう

児童館は、遊びを通して、子どもたちを健康で心豊かに育てていくための施設です。友だちといっしょに楽しく過ごしたり、新しい仲間づくりをしたりといういろいろな活動を行います。

また、開館時間の延長や長期休暇の早朝対応など、これまで以上のサービスを行い、子育て家庭を支援します。

児童館ってどんなところ？

●健全な遊びを通して、児童に集団指導・個別指導を行い、中学生、高校生等の年長児童の自主的な活動を支援します。

●母親クラブ、子ども会等の地域組織活動のお手伝いをします。

●児童厚生員が、子育てに対して不安や悩みを抱える保護者からの相談に応じます。

誰が利用できるの？

●18歳未満の児童と保護者、児童の健全育成活動を行ってもらえる方なら、どなたでも利用できます(就学前のお子さんは保護者同伴でご利用ください)。ただし、利用申込書を児童館に提出してください。

なお、児童厚生員の指導の対象となるのは、主に概ね3歳以上の幼児、小学校1〜3年の学童および居間保護者のいない家庭等で指導を必要とする児童です。

■問合せ 南越前町社会福祉協議会 TEL 47-3767

保健福祉課 TEL 47-8009